

TACの安心宣言!

TACは受講生の皆様に
安心な学習環境を提供することを宣言します!

宣言その1 前受金保全制度の導入

TACは受講生の皆様にお支払いいただいた受講料について、前受金保全制度を導入しています。経営破綻など万が一の事態が生じた場合でも、受講料が従来よりも一層保全されます。なお、保全の対象となる受講料は受講期間・受講コースを問いません。詳しくは、弊社HPをご覧ください。

➡<http://www.tac-school.co.jp/maeuke.pdf>

宣言その2 プライバシーマークの取得

TACは受講生の皆様からお預かりした大切な個人情報適切に取り扱い、保護いたします。その証として、「財団法人日本情報処理開発協会」からプライバシーマークを取得しています。詳しくは、弊社HPをご覧ください。

➡<http://www.tac-school.co.jp/privacy/>

宣言その3 ハラスメント防止啓発の推進

TACは受講生の皆様に対し、安心して学習できる環境をご提供するため、ハラスメント防止啓発の推進に努めています。ハラスメントに関するご相談は、ハラスメント相談室(harassment@tac-school.co.jp)、または各校舎の拠点相談窓口をご利用ください。詳しくは、弊社HPをご覧ください。

➡<http://www.tac-school.co.jp/harassment.html>

宣言その4 適正な広告の表示

TACは商品、サービス等の内容や取り扱いについて、可能な限り透明かつ正確な情報を提供するとともに、誤認のないよう解りやすい広告表示をするために、広告表示に関する基準を公開しています。詳しくは、弊社HPをご覧ください。

➡<http://www.tac-school.co.jp/koukoku.html>

2010年9月

内部統制の本来のあり方は、経営者の自覚に基づき主体的に取り組むべきものです。内部統制は長期的視野に立って企業価値を向上させ、企業の存続と発展を意図する継続的な経営管理活動そのものであるからです。経営者が為すべき本来の役割といえます。

ところが、米国では大企業による会計不祥事が発覚し、資本市場の信頼を大きく揺るがしました。日本でも同じく、大企業による不祥事が起こり、投資市場の信頼が損なわれました。

このように企業トップが関与する企業不祥事に対して、株主や投資家の保護を図るために、二つの法律が日本企業の内部統制を規定しました。一つは会社法で、統制環境を中心に全社的な内部統制が規定されました。もう一つは金融商品取引法で、評価対象を財務報告の信頼性を確保する目的で構築される内部統制に絞りました。さらに、全社的な内部統制のみならず、業務プロセスにかかる内部統制についても評価対象としているため、会社法よりも踏み込んだものとなっています。

内部統制システムを構築する義務と責任を経営者が負う時代が到来したと言えます。日本取締役協会では、同協会会員の上場企業を対象に内部統制に関するアンケート調査を実施しました。以下、調査結果をもとに書きます。

①内部統制を統括する部門を設置したい

会社法での内部統制対応は、既存の法務部が実施して済ませるケースが多くみられました。ところが、金融商品取引法の内部統制報告制度の対応に関しては、新たに内部統制統括部門を設置する必要に迫られています。

②統制環境と経営理念との関係

内部統制の最も重要な基本的要素は統制環境です。成長を続ける企業の多くは、経営理念や会社方針、行動基準を明文化し、具体的なリスクマネジメント基本方針やコンプライアンス基本方針を定めています。このような経営理念による経営を行う企業は、統制環境が極めて優れています。

③現在の懸念材料は専門人材の不足

人員不足、専門的な知識を有する社員不足を現在の懸念材料に掲げる企業が最も多く68%に及んでいます。実施基準は「経営者を補助して評価を実施する部署及び機関並びにその要因」について「評価に必要な能力を有していること、すなわち、内部統制の設備及びその評価業務に精通していること、評価の方法及び手続を十分に理解し適切な判断力を有する」専門的な知識を持つ人材を求めています。そうした人材はまだ採用されていないため、企業の最大の悩みとなっています。

※参考図書:「内部統制の責任と現状」(日本取締役協会編)

「CIA資格取得者は、
いま多くの企業で
求められています。」

TAC株式会社 代表取締役社長

斎藤 博明